

## 公的年金からの市民税・県民税の引き落とし(特別徴収)

平成21年10月支給の年金から市・県民税の特別徴収(以下「年金特徴」)が開始されました。年金特徴とは、市・県民税のうち、公的年金にかかる市・県民税額を年金から差し引いて納めていただく制度です。

※この年金特徴は、徴収方法が変更になるだけで、市・県民税の税額が変更になる制度ではありません。

### ●対象となる方

市・県民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金の支払いを受けた方で、当該年度の初日(4月1日)に老齢等年金給付(老齢または退職を支給事由とする年金)の支払いを受けている65歳以上(昭和22年4月2日以前に生まれ)の方。

ただし、年金の収入金額などにより対象にならない場合もあります。

※ご自身が対象になっているかは、6月中旬にお送りする税額決定兼納税通知書でご確認ください。

### ●徴収方法

【新たに特別徴収になる方】

徴収方法	自分で納付(普通徴収)		年金からの引き落とし(特別徴収)		
年度	前半		後半		
徴収月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の2分の1		年税額の2分の1		
	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

【前年度から引き続き特別徴収の方】

徴収方法	年金からの引き落とし(特別徴収)					
年度	前半(仮徴収)			後半(本徴収)		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度後半の額			年税額と年度前半(仮徴収)分の差額		
	24年の2月と同じ額	24年の2月と同じ額	24年の2月と同じ額	24年度住民税額の残りの3分の1	24年度住民税額の残りの3分の1	24年度住民税額の残りの3分の1

## 平成24年度の主な留意点

### ●市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について

平成11年から18年まで、または21年から23年に入居され、平成23年分の所得税において住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれない住宅ローン控除がある方は、事業所からの給与支払報告書や確定申告書の提出によって、市・県民税から控除して税額を算定しています。

### ●金融証券税制について

上場株式等の配当および譲渡益にかかる税率は、本来20%(所得税15%、住民税5%)ですが、特例として10%(所得税7%、住民税3%)に軽減されています。

### ●寄附金控除について

市・県民税の寄附金控除適用下限額が、5000円から2000円に引き下げられました。平成23年1月1日以後に納付した寄附金から適用されます。

### ●扶養控除の見直しについて

- ①16歳未満の扶養親族に対する扶養控除(33万円)が廃止されます。
- ②16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、一般扶養親族になります。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されます。

### ●同居特別障害者に対する障害者控除の改組について

控除対象配偶者または扶養親族が同居特別障害者である場合、これまでは配偶者控除額または扶養控除額に23万円が加算されていましたが、年少扶養に対する扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除額(30万円)に23万円を加算する措置に改められました。これにより同居の特別障害の障害者控除額は53万円になります。

公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は不要になりましたが、以下に当てはまる場合は住民税の申告が必要となる場合があります。

### ●所得税における年金所得者に係る確定申告不要制度との関連について

- ①「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けるとき
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき



# 平成24年度 市民税・県民税

市では、市民の皆さんが豊かで健康な暮らしができるよう、広い範囲にわたりいろいろな仕事をしています。その資金は税金であり、皆さんのそれぞれの収入などに応じて納付していただいています。その税金のひとつに住民税があります。この住民税とは、一般に市民税と県民税を合わせたものをいいます。

個人の住民税は、税金を負担する能力のある方が均等の額で負担する均等割、その人の所得金額に応じて負担する所得割の二つから構成され、その年の1月1日現在に住んでいる市町村で前年中の所得に基づき課税されることになっています。

☎ 課税課(☎826-1111 内線2232)

## ■市民税・県民税を納める方

平成24年1月1日現在

- 市内に居住し、23年中に一定以上の所得のあった方
- 市内に居住していないが、市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している方(均等割のみ)

## ■市民税・県民税が課税されない方

【均等割も所得割もかからない方】

- 23年中に所得のなかった方
- 生活保護法による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦(寡夫)で23年中の合計所得金額が125万円以下の方
- 23年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方

**32万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+18万9千円**  
 ※控除対象配偶者または扶養親族がいる場合のみ、18万9千円を加算します。

【所得割がかからない方】

- 23年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方
- 35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+32万円**  
 ※控除対象配偶者や扶養親族がいる場合のみ、32万円を加算します。

## ■納める方法

市・県民税を納める方法には、主に次の方法があります。

●納税通知書で納める方法(普通徴収)…事業所得者など

※市から個人あてに直接送付する納税通知書(6月15日に発送)により、年税額を平成24年6月、8月、10月、25年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。

●勤務先で給与から差し引いて納める方法(特別徴収)…給与所得者

※年税額を平成24年6月から25年5月までの12回に分けて、給与から差し引いて納めていただきます。

●公的年金から差し引いて納める方法(特別徴収)…公的年金受給者

※年税額を平成24年4月から25年2月までの6回に分けて、年金から差し引いて納めていただきます。



## 税額の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{課税総所得金額} \text{ (所得金額-所得控除額①)} \times \text{税率10\%②} = \text{所得割額} \\ & \text{所得割額} - \text{税額控除③} + \text{均等割額④} = \text{年税額} \end{aligned}$$

### ①所得控除の種類/

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

②税率/市民税…6%、県民税…4%

③税額控除/調整控除、配当控除、外国税額控除、配当割額控除額および株式等譲渡所得割額控除額、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除

※市・県民税には、政党等寄附金特別控除などの制度はありません。

④均等割額/市民税…3000円、県民税…2000円  
 ※県民税の中には、森林湖沼環境税が含まれています。

土地・建物などの分離譲渡所得は、計算方法が異なります。税率などについて細かく規定されていますので、詳しくは、お問い合わせください。